

堺市公報 第334号	令和6年10月18日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
＜公告＞	
○農用地利用集積計画	
【産業振興局農政部農地課】	1
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	7
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	7
＜教育委員会規則＞	
○堺市立学校授業料等の徴収、減免等及び幼稚園保育料の還付に関する規則の一部 を改正する規則	
【教育委員会事務局学校管理部学務課】	8
○堺市学校給食センター条例施行規則	
【教育委員会事務局学校管理部学校給食課】	8

公 告

堺市公告第596号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年10月18日

堺市長 永 藤 英 機

令和6年度 第7号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)

附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和6年10月3日

堺 市

1 利用権設定各筆明細

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸手)		設定する利用権					
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	地積 (㎡)	住所	氏名	利用権の種類 及び適用され る共通事項	内容	始期	終期	借賃 (円)	借賃の支 払い方法
堺市北区長曾根 町589番地	今野 正章	北区金岡町	2705	田	1,024	堺市中区土師町3 丁23番36号	下 浩規	使用貸借によ る権利	田とし て利用	令和7年1月1日	令和9年12月31日	-	-
堺市南区檜尾376 2番地	西川 勝己	西区太平寺	558	田	657	堺市西区太平寺5 70番地1	井上 好文	使用貸借によ る権利	田とし て利用	令和7年1月1日	令和9年12月31日	-	-
			637	田	1,008								
堺市南区稲葉2丁 1737番地	寺山 久	南区稲葉3 丁	1603	田	1,950	高石市取右1丁目 10番24号	川端 義邦	使用貸借によ る権利	田とし て利用	令和7年1月1日	令和9年12月31日	-	-
			1606-1	田	19								
堺市西区山田1丁 1086番地4	山口 勝彦	南区小代	212-1	田	1,051	和泉市府中町4丁 目21番17号	中塚 廣一	使用貸借によ る権利	田とし て利用	令和7年1月1日	令和9年12月31日	-	-
大阪府中央区南 船場1丁目8番11 号 日宝アアメソ ン2階	山の幸フーズ 株式会社	北区野遠町	360-1	田	968	東京都世田谷区 池尻3丁目28番5 号 コラム82 301	繁田 忠邦	使用貸借によ る権利 (解除条件付)	田とし て利用	令和6年11月1日	令和9年10月31日	-	-

使用貸借

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

(2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

解除条件付 (法 18-2-6)

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

(2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

(3) 利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

(4) 転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は(3)により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合及び修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

(11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させることとなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させることとなった場合は別途協議を行う。

(12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

(13) 勧告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が（13）の勧告に従わなかったとき。

(15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

~~~~~

## 堺市公告第597号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年10月18日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市南区城山台一丁13番8及び13番9
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市北区北長尾町4丁5番3号  
吉本 継蔵

~~~~~

堺市公告第598号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年10月18日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域
堺市東区西野182番1、182番5、182番7から182番12まで、182番14及び182番16
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府岸和田市土生町一丁目4番23号
フジ住宅株式会社
代表取締役 宮脇 宣綱

教育委員会規則

堺市立学校授業料等の徴収、減免等及び幼稚園保育料の還付に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年10月18日

堺市教育委員会

教育長 関 百 合 子

堺市教育委員会規則第15号

堺市立学校授業料等の徴収、減免等及び幼稚園保育料の還付に関する規則の一部を改正する規則

堺市立学校授業料等の徴収、減免等及び幼稚園保育料の還付に関する規則（昭和40年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「入学検定を受けようとする者」を「入学しようとする者」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 入学を許可された者は、教育長が別に定める期日までに入学金を納付しなければならない。

第4条に次の1項を加える。

4 入学者選抜の手続きを行う者の入学金及び入学検定料は、教育長が別に定める方法により徴収するものとする。

第13条第2項中「受けようとする」の次に「入学を許可された者、」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

堺市学校給食センター条例施行規則を公布する。

令和6年10月18日

堺市教育委員会

教育長 関 百 合 子

堺市教育委員会規則第16号

堺市学校給食センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、堺市学校給食センター条例（令和6年条例第40号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、堺市学校給食センター（以下「給食センター」という。）の管理及び運営について必要な事項を定める。

(管轄学校)

第2条 条例第2条の給食センターが管轄する学校は、次のとおりとする。

名称	管轄学校
堺市第1学校給食センター	月州中学校、浅香山中学校、殿馬場中学校、三国丘中学校、大浜中学校、陵西中学校、旭中学校、東百舌鳥中学校、八田荘中学校、深井中学校、深井中央中学校、日置荘中学校、南八下中学校、浜寺中学校、上野芝中学校、鳳中学校、津久野中学校、浜寺南中学校、金岡北中学校、八下中学校、陵南中学校、長尾中学校、金岡南中学校、五箇荘中学校、中百舌鳥中学校、大泉中学校、美原中学校、美原西中学校、さつき野中学校
堺市第2学校給食センター	泉ヶ丘東中学校、平井中学校、登美丘中学校、野田中学校、福泉中学校、福泉南中学校、宮山台中学校、若松台中学校、三原台中学校、晴美台中学校、原山台中学校、庭代台中学校、赤坂台中学校、美木多中学校

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、給食センターの管理及び運営について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、条例の施行日から施行する。